

「地域包括支援センター開設希望法人の募集」に関する質問・回答(質問受付順)

受付順	質問内容	回答
1	8月末までにエントリーを済ませ、9月の理事会開催を経て、明確な法人の方針に基づいて応募書類の提出をするかどうかを決定するという手順を踏みたいと考えている。この手順に問題はないか？また、万一この段階で開設希望をしなかった場合には特にペナルティは無いと理解しているが間違いはないか？	手順に問題はありません。法人内の意思決定を行ったうえで正式に応募していただいてもかまいませんが、8月末までの応募エントリーは必ず行ってください。 なお、エントリー後に、応募を取りやめることとなった場合は、すぐに地域包括支援課までお知らせください。 この応募取りやめは、公募要領の8ページ「V.留意事項」の「1.受託候補者の決定等」の「(3)受託候補者が決定された後に辞退した場合は、次年度以降の地域包括支援センター開設申出の応募対象から除外するなど不利益を科す場合があります。」には該当しません。
2	地域包括支援センター運営業務委託法人の公募に係る提案書1～5について、電子データでの提出も必要とあるがデータの形式（PDF、Excel、Word等）の指定はあるか。	電子データで提出いただく提案書はWord形式のファイルで提出してください。（なお、提案書③の別添③-1、別添③-2は電子データでの提出は不要です。）
3	地域包括支援センター運営業務委託法人の公募に係る提案書1～5について、「該当する項目がどの資料に記載されているか分かるようにしてください」とあるが、提出の際データの資料のデータの順番やフォルダの指定などはありますでしょうか。	提案書を電子データで提出する場合の方法は以下のようになっています。 (例) 提案書①の1（1）を別紙1-1に記載したい場合 (1) 提案書内の該当箇所に「別紙1-1に記載」と記入。 (2) 別紙のファイル名を「別紙1-1」とする。 (3) (1)(2)で、提案書の内容を確認できるので、データの順番やフォルダの使用については指定しません。
4	平成29年度以降の既存事業に対する指導監査結果通知書及び改善状況報告書（関係行政庁からの「指導監査結果について」等の写し及び法人提出の「指導監査の改善について（報告）等の写し）に関して、地域包括支援センターの業務も含まれるのでしょうか。	地域包括支援センター業務に対するものも含め、姫路市内に所在する全ての介護保険事業所（施設、在宅サービスのすべてを含む。）の指導監査の結果通知の写し等を提出してください。
5	地域包括支援センター事務所の設置場所（駐車場含む）は確保しているが、事務所を審査結果後に設置することは可能ですか（3か月以内に完成）。可能であればその際の添付書類を教えてください。	可能です。 添付書類は、提出書類一覧表の10から12のものを提出してください。12については、現在建物がない場合は、その状態での写真を提出してください。 加えて、任意の様式で「○○<年月日>までに設置する。」旨の申立書（法人代表者氏名、印）を添付してください。
6	借用物件を地域包括支援センター事務所として申し込むことは可能ですか。可能であればその際の添付書類を教えてください。	可能です。 添付書類は、提出書類一覧表の10から12のものを提出してください。 加えて、これから借りる予定の物件の場合は、任意の様式で「○○<年月日>までに賃貸借契約書を締結し、○○から使用可能である。」旨の申立書（法人代表者名、印）を添付してください。

7	<p>人員配置について 統括責任者の配置について 現在、法人内で運営する特別養護老人ホーム・短期入所生活介護・通所介護事業所の管理者にある者がセンター統括責任者を兼務する事は可能か。</p>	<p>可能です。 統括責任者には、委託業務の統括を行っていただきますが、地域包括支援センターでの勤務を課しているわけではありませんので他業務との兼務も可能です。すでに、介護保険事業で、それ以上の兼務が不可となっている場合でも、地域包括支援センターの統括責任者をしていただくことは可能です。ただし、それぞれの業務に支障がないようにしてください。</p>
8	<p>運営委託料の件費は、基本職員、認知症担当職員の一人につき件費5,000千円/年とあるが、法人内の既存職員との整合性をとるため、法人規程に準じた相当額として良いか。</p>	<p>提案書④の4(5)収支予算見積の支出の部は、法人で支払う予定の額(法人の規程に準じた相当額)で計上してください。</p>
9	<p>市の公共施設内の設置の場合、賃借に係る法人負担としての費用は、考えなくて良いか。</p>	<p>市の公共施設内に設置の場合は、事務所の賃借に係る費用は必要ありませんが、水光熱費は必要です。提案書④の4(5)には、光熱水費のみ記載してください。</p>
10	<p>法人の決算書について ・当法人(生協法人)の決算では、「貸借対照表」「損益計算書」「キャッシュフロー計算書」は作成しますが、「事業活動計算書」「資金収支計画書」は作成してありません。 「事業活動計算書」「資金収支計画書」は提出する必要がありますか? ・上記で提出する必要がある場合、提出シートのひな形があれば教えて頂きたい。</p>	<p>作成されている「貸借対照表」、「損益計算書」と「キャッシュフロー計算書」を提出してください。提出書類一覧表には、法人の種類により作成すべき計算書の名称が異なるため「損益計算書/事業活動計算書」「キャッシュフロー計算書/資金収支計算書」と記載しております。これは、「損益計算書又は事業活動計算書」、「キャッシュフロー計算書又は資金収支計算書」とご理解ください。</p>
11	<p>借入金償還計画等一覧表について ・ここでいう借入金とは、今回の公募にかかわる地域包括支援センターについての借入金のことでしょうか?または、R4年3月31日に残高のある法人全体の借入金のことでしょうか? ・償還財源内訳を確定して記載するのは困難です。例えば、「剰余金」「減価償却費等の非使用資金」といった表現でよろしいか?</p>	<p>・法人全体の借入金を記載してください。 ・償還財源内訳を記載については、「剰余金」「減価償却費等の非使用資金」という表現でかまいません。償還に充てる資金を確保できているのかについて、この表と提出された決算書で確認します。</p>
12	<p>複数区域を応募する場合、応募書類3~9について応募区域ごとに添付は必要か。</p>	<p>複数区域に応募する場合は、応募書類3~9の添付書類は1箇所分だけに添付し提出してください。そして、添付しない区域については、「〇〇センターに添付」と記載した書面を挟むなど添付もれではないことがわかるようにしてください。</p>